

## 網走市「食べ残しを減らそう」推進事業実施要領

### 1 目的

事業所から排出される食べ残しなどによる生ごみの削減を推進するために、食べ残しを減らす取り組みを実践する飲食店や宿泊施設等を募集し、この取り組み内容を広く市民へ周知することで意識の高揚を図り、消費者自ら食品廃棄物の抑制に努めることを目的とする。

### 2 対象となる事業者

網走市内で営業する飲食店、宿泊施設（以下「店舗」という。）

### 3 募集期間

平成 22 年 10 月 1 日から、随時申し込みを受付する。

### 4 募集基準

「食べ残しを減らす」取り組みを実践する店舗を協力店として募集する。

### 5 応募方法

- (1) 協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は申込書（様式 1）を市へ郵送か FAX、または持参し提出する。
- (2) 市は申込書の内容を確認し、適当と認めた場合は申請者に対してポスター及び登録証等を交付する。
- (3) 申込書を受付けた時点で、市のホームページや広報等に店舗紹介することを承諾したものとみなす。

### 6 協力店の役割

協力店は、交付を受けたポスター等を店内に掲示し来店者へ PR するとともに、「食べ残しを減らす」取り組みを積極的に実践することで、生ごみの発生抑制に努めるものとする。

### 7 市の役割

- (1) 登録された協力店を市のホームページ等で紹介する。
- (2) 消費者自らが食品廃棄物の抑制に努めるように、意識啓発を図るものとする。

### 8 登録内容の変更

協力店は、申込書（様式 1）に記載した内容に変更が生じた場合は、内容変更届（様式 2）を市へ提出するものとする。

## 9 協力店の辞退

事情により取組ができなくなったときは、辞退届（様式3）を市へ提出するものとする。

## 10 登録の抹消

- (1) 特別な理由により、協力店として適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、速やかにポスター及び登録証などの掲示をとりやめるものとする。

## 附 則

この要領は、平成22年9月29日から施行する。